**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事業者認定（GHG対応）実施要領**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会**

**令和　７年　１０月　１日作成　公表**

**第一　目的**

**本実施要領は、一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「当団体」という）が平成２４年１１月１２日（令和７年１０月１日改定）に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範という」に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。**

**第二　本実施要領に基づく認定の対象**

**１　林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく事業者の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。**

**また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。**

**２　本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。**

**第三　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請**

**１　本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記１で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）を、認定手数料４４，０００円（ただし、令和７年４月１日以降に従来の事業者認定要領に基づき新規・更新手続きを行った者が、令和８年３月３１日までにGHG対応認定実施要領に基づき認定を受ける場合に限っては２２，０００円）、とともに、当団体へ提出しなければならない。**

**２　前項の認定手数料は認定されなかった場合返納される。**

**第四　審査及びその結果の通知**

**１　当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。**

**２　審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第五に掲げる「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定要件」及び林野庁が示したガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。**

**ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。**

**３　団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。**

**第五　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件**

**事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。**

**（分別管理）**

**①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。**

**②入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。**

**（別紙分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書を参照のこと。）**

**（帳票管理）**

**③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。**

**④関係書類（証明書を含む）を５年間保存することとしていること。**

**（責任者の選任）**

**⑤本取組の責任者が１名以上選任されていること。**

**（GHG関連情報の管理等）**

**⑥国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。**

**第六　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表**

**１　当団体は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記２で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（２において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。**

**なお、GHG対応の認定を受けた時点で、ホームページ及び台帳における従来の事業者認定名簿から削除するものとする。**

**２　事業者認定書の有効期間は認定の日から３年とする。**

**３　認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、別記２－１で定め**

**る記載事項変更届けを届け出るものとする。**

**第七　証明事項の記載**

**１　認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。**

**なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。**

**２　なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、屋敷林など法令による伐採に係る手続きが不要な立木、剪定枝などの一般木質バイオマスの証明は、別記証明書様式３－１、３－２。また、森林法の対象となる森林の伐採木や製材残材の証明は、業種（素材生産事業者、木材流通事業者、木材加工事業者）ごと、木質バイオマスの区分（間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス）ごとに別紙証明書様式３－３、３－４、３－５、３－６、３－７、３－８、３－９、３－１０、輸入木質バイオマスの場合３－１１を参照とする。**

**第八　取扱実績報告及び公表**

**１　認定事業者は、別記４で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年６月末までに、当団体へ報告する。**

**２　当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。**

**第九　立ち入り検査**

**当団体は、必要に応じて、認定事業者による間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。**

**当団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。**

**なお、ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。**

**第十　認定事業者の取り消し**

**１　当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。**

1. **証明書の記載事項（ＧＨＧ関連情報を含む。）に虚偽があったとき。**

**②認定事業者から認定の取消申請があったとき。**

**③団体が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。**

**２　当団体は、認定を取り消したときは、別記５で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。**

**第十一　認定事業者の更新**

**１　認定事業者は、認定を受けた日から３カ年を経過しようとする場合は、認定期間が終了する３０日前に、別記６で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定更新申請書」（以下「事業者認定更新申請書」という）と併せて認定更新手数料４４，０００円とともに、当団体へ提出しなければならない。**

**２　前項の認定手数料は、認定更新がなされなかった場合返納される。**

**附則**

**１　本実施要領は、令和　７年１０月　１日から施行する。**

**別記１　（事業者認定申請書の様式）**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事 業 者 認 定（GHG対応）申 請 書**

**令和　　年　　月　　日**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会長　殿**

**（申請者）**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：　　　　　　　　　印**

**貴団体の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類と認定手数料を添えて申請します。**

**今回の申請には、ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。**

**なお、認定後は本証明制度の趣旨に添い、誠意をもって証明書の発行等を行うとともに、もし虚偽の証明等を行った場合は、認定の取り消しを受けても異議はありません。**

**記**

**１　創業年、従業員数　：　　　　　　　年創業、従業員数　　　　人**

**２　取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量**

**（品目：　　　　　　　　　　　　　　　年間取扱量　　　　　　　㎥**

**３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（見取り図可）**

**（発電に供する木質バイオマスの保管場所等が分かるような見取り図等を添付してください）**

**４　分別管理、ＧＨＧ関連情報管理等及び書類管理の方針**

**別添１の分別管理、ＧＨＧ関連情報管理等及び書類管理の方針を参照してください。**

**５　その他（注：下記を参照して下さい）**

**注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入して下さい。**

**＊事業者認定にかかる経費：認定手数料　　４４，０００円**

**（ただし、令和７年４月１日以降に従来の事業者認定要領に基づき新規・更新手続きを行った者が、令和８年３月３１日までにGHG対応認定実施要領に基づき認定を受ける場合に限っては２２，０００円）**

**別記２－１　（事業者認定書の様式）**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事 業 者（GHG対応）認 定 書**

**令和　　年　　月　　日**

**殿**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会**

**会　長　鍬本　行廣**

**令和　　年　　月　　日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定（ＧＨＧ対応）実施要領に基づき、下記のとおり認定します。**

**今回の認定には、ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。**

**記**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電　ＧＨＧ第　　　　号**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**認定の有効期間：　令和　　年　　月　　日**

**～　令和　　年　　月　　日**

**（注）申請内容に変更があった場合は、別記２－２様式により届け出て下さい。**

**別記２－２　（記載事項変更届））**

**事業者認定書（GHG対応）記載事項変更届**

**令和　　年　　月　　日**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会長　殿**

**団体認定番号：熊木連認定、発電　ＧＨＧ第　　　号**

**（旧）事業者の所在地：**

**（旧）事業者の名称　：**

**（旧）代表者の氏名　：**

**令和　　年　　月　　日付けで認定のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書について、下記とおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。**

**記**

**団体認定番号：熊木連認定、発電　ＧＨＧ第　　　　号**

**（旧）事業者の所在地：**

**（新）事業者の所在地：**

**（旧）事業者の名称：**

**（新）事業者の名称：**

**（旧）代表者の氏名：**

**（新）代表者の氏名：**

**（旧）取扱責任者の氏名：**

**（新）取扱責任者の氏名：**

**認定の有効期間：　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日**

**＊上記項目の変更があった箇所のみを記入して下さい。**

**証明書様式３－１****〈森林所有者〉**

伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質バイ

オマスの証明書

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号令和　　年　　月　　日一般木質バイオマスの証明書 （販売先） 　　　 　　　殿 　　　　　　　　　　　　　　　　　　所有者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　 所有者住所: 下記の物件は、全て （※剪定枝、屋敷林、支障木、ダム流木など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。記1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）

２．当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）：　　　県　　　　市町村３．樹種：４．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：　　　　　５．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　□林地残材等（※選定枝、屋敷林、支障木、ダム流木）　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ）　　　輸送距離区分：□空の復路を含む　　□往路のみ※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈素材生産業者〉**

伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質バイ

オマスの証明書

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号令和　　年　　月　　日一般木質バイオマスの証明書 （販売先） 　　　 　　　殿 　 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　　　　　　　　 下記の物件は、全て （※剪定枝、屋敷林、支障木、ダム流木など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。記1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）

２．当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）：　　　県　　　　市町村３．樹種：４．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：５．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　□林地残材等（※選定枝、屋敷林、支障木、ダム流木）　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ）　　　輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－３　 〈素材生産事業者〉**

　民有林での伐採段階における間伐等由来の木質バイオマスの証明書

|  |
| --- |
|  文書番号　　　　令和　　年　　月　　日間伐材等由来の木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、「間伐材等由来の木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類：

※間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。２．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等：３．物件（森林）所在地：　　　　　県　　　　　市町村４．樹種：５．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：６．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　　□林地残材等（※間伐、主伐に伴うもの）　　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ）　　　輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。　　また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。　　ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」２（１）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈素材生産事業者〉**

民有林での伐採段階における一般木質バイオマスの証明書

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号　　　　令和　　年　　月　　日一般木質バイオマスの証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、「一般木質バイオマス」であることを証明します。記1. 伐採許可（届出）年月日：

許可書発行者及び伐採許可番号等：　　　注）市町村への普通林の主伐（森林経営計画に基づくものを除く）の届出２．物件（森林）所在地：　　　　　県　　　　　市町村３．樹種４．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）５．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　□林地残材等（※主伐に伴うもの）　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ）　　　輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※　伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。　　 |

注　本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈素材生産業者〉**

　国有林からの出材の場合:　間伐等由来の木質バイオマスの証明書

|  |
| --- |
|  文書番号 　　　　令和　　年　　月　　日間伐材等由来の木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号**  下記の物件は、「間伐材等由来の木質バイオマス」であることを証明します。記１．出材元の森林管理署名：２．物件（森林）所在地（林班名など）：３．樹種：４．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：５．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　□林地残材等（※間伐、主伐に伴うもの）　　□その他伐採木（※早生樹など伐採齢２０年以下の主伐に伴うもの）（２）原料輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ）　　 輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※　森林管理署等と○○素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－６　 　　 〈原木市場、原木集荷流通事業者〉**

　民有林での伐採段階における間伐等由来の木質バイオマスの証明書

|  |
| --- |
|  文書番号　　　　令和　　年　　月　　日間伐材等由来の木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、「間伐材等由来の木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記注）１、２、３、４、５、６（１）（２）は、素材生産事業者から受け取った木質バイオマス証明書の記載内容を転記。　　また、６（３）は、素材生産事業者が輸送してきた原木を、自社でチップ工場にトラック輸送により出荷する場合の情報を記載。1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類：

※間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。２．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等：３．物件（森林）所在地：　　　　　県　　　　　市町村４．樹種：５．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：６．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　　□林地残材等（※間伐、主伐に伴うもの）　　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（素材生産業者によるトラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（原木市場・原木集荷流通事業者によるトラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下※伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。　　また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。　　ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」２（１）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。GHG関連情報（２）（３）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成にあたり、木質バイオマスの由来区分の根拠資料として、素材生産事業者からの証明書と併せ、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しも徴収すること。

GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－７　 　　 〈原木市場、原木集荷流通事業者〉**

　民有林での伐採段階における一般木質バイオマスの証明書

|  |
| --- |
|  文書番号　　　　令和　　年　　月　　日一般木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿 **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、「一般木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記注）１、２、３、４、５、６（１）（２）は、素材生産事業者から受け取った木質バイオマス証明書の記載内容を転記。　　また、６（３）は、素材生産事業者が輸送してきた原木を、自社でチップ工場にトラック輸送により出荷する場合の情報を記載。１．一般木質バイオマスの種類：　　　　　　　　　　　　　　　※普通林の主伐と記載（市町村に対し、森林経営計画に基づく主伐を除く伐採届出がなされたもの）２．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等：３．物件（森林）所在地：　　　　　県　　　　　市町村４．樹種：５．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：６．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　　□林地残材等（※間伐、主伐に伴うもの）　　　□その他伐採木（２）原料輸送区分（素材生産業者によるトラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（３）原料輸送区分（原木市場・原木集荷流通事業者によるトラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下※伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。　　また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。　　ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」２（１）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。GHG関連情報（２）（３）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成にあたり、木質バイオマスの由来区分の根拠資料として、素材生産事業者からの証明書と併せ、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しも徴収すること。

GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

**証明書様式３－８　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈チップ製造事業者〉**

加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 文書番号 　　　　令和　　年　　月　　日　　　間伐材等由来の木質バイオマス**証明** （販売先）　　　　　　　　　　殿　　※発電所　　　　　 （チップ製造事業者） **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、全て「間伐材等由来の木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記※加工事業者は、１、２、３（１）、（２）、（３）、（４）を記入※３（１）原料区分・原料輸送区分は、素材生産事事業者・原木市場・原木集荷事業者等から受け取ったバイオマス証明書に記載された情報を転記（なお、原木市場及び原木集荷事業者から受け取った木質バイオマス証明書に、素材生産業者の運搬情報と、原木市場及び原木集荷事業者の運搬情報が記載されている場合は、２段に分けて転記すること）。※３（２）（３）は、自社の加工区分情報、自社の輸送情報を記載１．樹種：２．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：３．GHG関連情報（１）原料区分、原料輸送区分（納材者からの証明書情報を転記）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 原料区分
 | 1. 原料輸送区分
 | ③輸送者 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. 原料区分は、「林地残材等」（※間伐、主伐に伴うもの）、「その他伐採木」（※伐採齢２０年以下のもの）を記入
2. 原料輸送区分は、トラック輸送の場合は「〇ｔ車以上、△ｋｍ以下」、

内航船輸送の場合は「輸送距離△△ｋｍ」、備考に「往路のみ」か、「空荷の復路を含む」を記入（２）加工区分　□チップ加工□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）（３）製品輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（４）製品輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ） 輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※　素材生産事業者等から受け取った木質バイオマス証明の、由来区分（間伐材等由来木質バイオマスor一般木質バイオマス）により、チップ工場からの証明書は様式（３－８，３－９）を選択してください。※　GHG関連情報（３）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

**証明書様式３－９　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈チップ製造事業者〉**

加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 文書番号 　　　　令和　　年　　月　　日　　　一般木質バイオマス**証明** （販売先）　　　　　　　　　　殿　　※発電所　　　　　 （チップ製造事業者） **事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、全て「一般木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記※加工事業者は、１、２、３（１）、（２）、（３）、（４）を記入※３（１）原料区分・原料輸送区分は、素材生産事事業者業者・原木市場・原木集荷事業者等から受け取ったバイオマス証明書に記載された情報を転記（なお、原木市場及び原木集荷事業者から受け取った木質バイオマス証明書に、素材生産業者の運搬情報と、原木市場及び原木集荷事業者の運搬情報が記載されている場合は、２段に分けて転記すること）。※３（２）（３）は、自社の加工区分情報、自社の輸送情報を記載１．樹種：２．数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）：３．GHG関連情報1. 原料区分、原料輸送区分（納材者からの証明書情報を転記）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| * 1. 原料区分
 | * 1. 原料輸送区分
 | ③輸送者 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. 原料区分は、「林地残材等」（※間伐、主伐に伴うもの）、「その他伐採木」（※伐採齢２０年以下のもの）を記入
2. 原料輸送区分は、トラック輸送の場合は「〇ｔ車以上、△ｋｍ以下」、

内航船輸送の場合は「輸送距離△△ｋｍ」、備考に「往路のみ」か、「空荷の復路を含む」を記入（２）加工区分　□チップ加工□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）（３）製品輸送区分（トラック輸送）　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上　　□4t車以上□10t車以上　 □20t車以上　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下（４）製品輸送区分（内航船輸送）　　　輸送距離：　　　　　ｋｍ（１０㎞単位切り上げ） 輸送距離区分：□空荷の復路を含む　　□往路のみ※　素材生産事業者等から受け取った木質バイオマス証明の、由来区分（間伐材等由来木質バイオマスor一般木質バイオマス）により、チップ工場からの証明書は様式（３－８，３－９）を選択してください。※　GHG関連情報（３）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕0㎞」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

**証明書様式３－１０　　　　　　　　　　　　　　〈製材事業者、プレカット事業者〉**

　製材等残材にかかる製材工場等から販売先（チップ事業者）に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載例

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日一般木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　殿　　※チップ事業者　　　　　　　　　　　　　　（製材工場・プレカット事業者）**事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 下記の製材等残材は、全て「一般木質バイオマス」に由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記1. 製材等残材の物件名:
2. 樹種:
3. 数量（単位は、t、ｋｇ、㎥）:

４．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）（１）原料区分　　□製材等残材注）製材等端材の由来区分は、全て一般木質バイオマスになります。 |

**証明書様式３－１１**　輸入木質バイオマスの場合

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号令和　　年　　月　　日発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 （販売先）　　　　　　　　　　殿**事業者の所在地：****事業者の名称　：****代表者の氏名　：****団体認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号** 　下記の物件は、全て「一般木質バイオマス」であり、適切に分別管理されていることを証明します。記１．樹種２．数量３．クリーンウッド法関連情報（１）原材料情報□　クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。□　一部（又は全部）の情報を収集できていません。（□樹種 □伐採地域　□証明書）。（２）合法性確認結果□　上記の物件は合法性確認木材等です。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要な情報（一般木質バイオマスであること、クリーンウッド法関連情報等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

３．クリーンウッド法関連情報について、同法における第一種事業者は（１）及び（２）について記載する。第二種事業者は（２）についてのみ記載することも可能。

**別記４　（取扱実績報告）**

**令和　　年　　月　　日**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会長　殿**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：**

**事業者電話番号：**

**団体認定番号　：熊木連認定、発電第　　号**

**間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス**

**であることが証明された木材の取扱実績報告**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取り扱い実績を下記のとおりに報告します。**

　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
|  １.　期間 |  令和 　年 ４月 １日～ 令和 　 年 ３月３１日 |
|  ２.　木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量　　　　 m3チップ等出荷量　　　　　　　　 m3 |
|  ３.　２．のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　　　　　m3チップ等出荷量 　　　　　　　　m3 |
| 　　　　うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量　　　　　　 m3チップ等出荷量 　　　　　　　　m3 |
|  ４.　２．のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　　 m3チップ等出荷量 　　　　　　　　m3 |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料）入荷量 m3チップ等出荷量 m3 |

**別記５　（認定取消通知書））**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**認定事業者の認定取消通知書**

**令和　　年　　月　　日**

**殿**

**一般社団法人熊本県木材協会連合会**

**会　長　鍬本　行廣**

**貴事業体については、令和　　年　　月　　日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定により、　年　月　日付けでその認定を取り消したので通知します。**

**記**

**１　団体認定番号　：熊木連認定、発電GHG第　　　　号**

**２　事業者の名称　：**

**３　代表者の氏名　：**

**４　事業者の所在地：**

**５　取消の理由**

**別記６　（事業者認定更新申請書の様式）**

**発　電　利　用　に　係　る**

**事 業 者 認 定 更 新 申 請 書**

**令和　　年　　月　　日**

**（一般社団）熊本県木材協会連合会長　殿**

**（申請者）**

**認定番号：熊木連認定、発電GHG第　　　号**

**事業者の所在地：**

**事業者の名称　：**

**代表者の氏名　：　　　　　　　　　　　印**

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定（GHG対応）の更新を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定（GHG対応）実施要領第十一」に基づき、下記の書類と認定更新手数料４４，０００円を添えて申請します。**

**今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。**

　**なお、認定後は本証明制度の趣旨に添い、誠意をもって証明書の発行等を行うとともに、もし虚偽の証明等を行った場合は、認定の取り消しを受けても異議はありません。**

**記**

**１ 創業年：　　　　　　　　従業員数：**

**２ 取り扱う木材・木材製品の主要品目：**

**３ 年間取扱数量：　　　　　　　㎥**

**４ 過去３年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量　　　　　　　㎥**

**５ 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況**

**※木質バイオマスの保管場所等が分かる見取り図を添付**

**６ 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針**

**※分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針を添付**

**７ その他（**その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入）

**【別添１】**

**分別管理、ＧＨＧ関連情報管理等及び書類管理方針書**

 **事業者名：**

**令和　　年　　月　　日作成**

**本方針書は、一般社団法人熊本県木材協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１１月１２日公表、令和７年１０月１日最終改定）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達（以下、「ＧＨＧ関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。**

**（適用範囲）**

**本方針書は、当社において、原木の入出荷（加工場にあっては：間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス原木を原料として製造するチップ等）の取扱いに当たって適用する。**

**（分別管**・**ＧＨＧ関連情報管理等責任者）**

**・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、(氏名)　　　　　　　　を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。**

**・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、ＧＨＧ関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。**

**（分別管理の実施）**

**・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。**

**・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。**

**・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。**

**・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。**

**・製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ**

**マスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造した**

**チップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明**

**示する。**

**（ＧＨＧ関連情報の管理等の実施）**

**・原料等の入荷がある場合は、入荷時にＧＨＧ関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。**

**・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。**

**・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。**

**・入出荷及び在庫に係るＧＨＧ関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。**

**（書類管理）**

**・分別管理・ＧＨＧ関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（ＧＨＧ関連情報を伴う数量を含む。）として取りまとめる。**

**・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。**

**・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。**

**【別添２】（参考）**

**木質バイオマスの定義**

**発電利用に供する木質バイオマスの種別については、以下のとおりとする。**

**なお、本実施要領でいう木材には、竹由来のものを含むものとする。**

**（１）間伐材等由来の木質バイオマス**

**間伐材等由来の木質バイオマスとは、次のいずれかに由来するバイオマスをいう。**

**① 間伐材とは、**

**森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね５年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材を間伐材という。**

**このほか、除伐（うっ閉する前の森林において目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採をいう。）によるものも含む。**

**② ①以外の方法により伐採された木材**

**①以外の方法により次のいずれかの森林（伐採後の土地が引き続き森林であるものに限る。）から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、伐採、生産される木材をいう。**

**ア　森林法（昭和26年法律第249号）第11条第５項の認定を受けた森林経営計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第８条の規定によりなお従前の例によることとされた森林施業計画を含む。以下「森林経営計画」という。）の対象森林**

**イ　森林法第25条又は第25条の２の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林（以下「保安林等」という。）**

**ウ　国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第２号）第12条第１項の国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林法施行手続（昭和30年農林省訓令第11号）第６条第１項の公有林野等官行造林地施業計画の対象森林**

**（２）一般木質バイオマス**

**一般木質バイオマスとは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物**

**以外の木質バイオマスであって、次の木材等に由来するバイオマスをいう。**

**① 製材等残材**

**木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材**

**② その他由来の証明が可能な木材**

**製材等残材以外の木材であって、由来の証明が可能なもの**

**（３）建設資材廃棄物**

**建設資材廃棄物とは、告示の表第14号の建設資材廃棄物をいう。**